

信用保証制度のご案内

(アンダーラインを付した部分は令和6年4月1日改正による)

日本酒造組合中央会では、清酒製造業者の皆様が酒造資金を資金調達する際に、金融機関からの借入に対する債務保証を行っております。

酒造資金の融通の円滑化や安定的な資金調達手段として信用保証制度をぜひご活用ください。

信用保証制度の概要

保証の種類	清酒製造資金
資金使途	①原料、材料の購入に必要な資金 ②清酒の製造に従事する者に対する賃金支払に必要な資金
保証限度額	次のいずれか少ない額 ①出えん金の60倍 ②酒造資金所要額の範囲内 ③清酒製造見込数量（20%換算） 1キロリットル×30万円 ④輸出用酒造資金に対する保証金額は5000万円又は直近終了事業年度の決算における輸出に係る酒造資金実績の2倍の少ない額
保証割合	90%
借入期間	1年
保証料率	直近終了年度の決算内容により（輸出用は輸出用酒造資金に係る部分） ①年0.50%（輸出用 年0.35%～0.45%） ②年1.00%（輸出用 年0.70%～0.90%） ③年1.50%（輸出用 年1.20%～1.35%） ④年1.80%（輸出用 年1.44%～1.62%）
担保	①酒類及び出えん金の譲渡担保 ②必要に応じて不動産担保
連帯保証人	1名以上

日本酒造組合中央会

ご利用についてのQ&A

- Q. 日本酒造組合中央会が行う信用保証制度とはどのようなものですか。
- A. 清酒を造るために必要な資金を金融機関から借入れる際に、その債務を保証する制度です。
- Q. どのような仕組みになっているのですか。
- A. 信用保証は、日本酒造組合中央会の業務方法書、保証約款、金融機関との間で結ぶ約定書などに基づいて行われます。
- Q. 中央会の保証を受けることができるのは、どのような者ですか。
- A. 出えん金を持っている清酒製造業者です。
- Q. 保証を受けられる範囲はどこまでですか。
- A. 借入金の元本、利息及び損害遅延金の90%です。
- Q. 申込はどうしたらよいでしょうか。
- A. 信用保証を希望される方は、債務保証依頼書を所属する組合を通して日本酒造組合中央会提出ください。併せて借入希望金融機関に債務保証依頼書(金融機関用)を提出ください。
- Q. 輸出用の酒造資金の保証を受ける場合はどうしたらよろしいでしょうか。
- A. 債務保証依頼書を提出する際に輸出用酒造資金所要額明細書を添付ください。全体の保証額の内、輸出用の酒造資金部分について輸出用の保証料率が適用されます。
- Q. 債務保証の決定はどのようにして行われるのでしょうか。
- A. 債務保証依頼書と所属する組合が作成した調査意見書及び金融機関から日本酒造組合中央会へ提出される債務保証協議書、決算書等により審査します。保証承諾を決定すると債務保証書を金融機関に、債務保証承諾書を所属する組合を通して債務保証依頼者に送付します。

お申込み及び相談は、日本酒造組合中央会までお気軽にお問合せください。

日本酒造組合中央会 信用保証事業部

TEL 03-3501-0107 (直通)